

平成30年度東京都入札監視委員会第3回制度部会  
(一般社団法人東京建設業協会との意見交換会)

平成31年2月13日

東京都庁第一本庁舎42階北側 特別会議室B

【荒山課長】 それでは定刻になりましたので、これより東京建設業協会様と東京都の意見交換会を始めさせていただきます。

本日は都の入札契約制度をよりよいものにすることを目的に、現場の実態を踏まえた御意見・御要望を直接伺うため、東京都入札監視委員会制度部会として意見交換会の場を設定させていただきました。

東京建設業協会の皆様におかれましては、お忙しい中、ここ、都庁までお越しいただきまして、まことにありがとうございます。私、財務局電子調達担当課長の荒山と申します。本日の進行役を務めさせていただきますので、よろしく願いいたします。

まず、出席者の御紹介でございます。入札監視委員会制度部会の委員の方々を御紹介申し上げます。入札監視委員会委員の小澤一雅様でございます。入札監視委員会委員の斉藤徹史様です。入札監視委員会委員の仲田裕一様です。

東京建設業協会の皆様につきましても、本来であれば一人ずつ御紹介させていただきたいところでございますけれども、時間も限られておりますので、大変恐縮ですが、お手元の出席者名簿のほうに代えさせていただければと思います。都の出席者につきましても、出席者名簿のとおりでございます。

それでは、意見交換に先立ちまして、東京都財務局経理部長の初宿より、一言御挨拶を申し上げます。

【初宿部長】 改めまして、東京都財務局経理部長の初宿と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

日ごろは東京都の入札契約制度に関しまして多大なる御理解・御協力を賜りまして、まことにありがとうございます。この場をお借りして改めて御礼を申し上げます。また、本日は大変お忙しい中をお集まりいただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

昨年6月の働き方改革関連法案の成立によりまして、建設業界におかれましては、5年後には時間外労働の罰則付き上限規制が適用されることとなりまして、東京都といたしましても、これまで以上に働き方改革や生産性向上に向けました取り組みを強化してまいらなければならないと感じております。

本日、建設業界を取り巻きますさまざまな課題を解決するための重要な意見交換の場であると認識しております。また、入札監視委員会制度部会の委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり恐縮でございますが、専門的な知見に基づきます公平な観点からの御意見を賜られればと思っております。

それでは、限られた時間ではございますが、皆様、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【荒山課長】 続きまして、東京建設業協会の飯塚会長より、御挨拶を頂戴できればと思います。よろしくお願いいたします。

【飯塚会長】 東京建設業協会の会長の飯塚でございます。開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本日は東京都入札監視委員会制度部会の先生方、並びに初宿部長様初め、経理部の皆様には、御多忙にもかかわらず、意見交換の場を設けていただきまして、まことにありがとうございます。

さて、入札契約制度改革の本格実施までの間、入札監視委員会、並びに財務局の皆様には、幾度となく協会の声に耳を傾けていただきました。私どもがこれまでに要望してきた内容をおおむね反映していただきましたことに、この場をお借りしまして改めて御礼申し上げます。

本格実施後の状況につきましては、不調発生率が低下するなど、制度改革前と比較して改善傾向にある旨の公表がされたところでございます。しかしながら本格実施以降、会員の意見を改めて確認しましたところ、本格実施の一部や関連施策の運用に対しまして改善を求める声が少なからず上がっており、さらなる見直しが必要と考えております。

一方で、都内では東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けまして、官民間問わず工事が活況を見せております。建設業界においては、昨年成立いたしました働き方改革関連法への対応が喫緊の課題となっております。週休2日の実現、長時間労働の是正は業界を挙げて積極的に取り組まなければいけません。

業界では現在、将来の担い手の確保・育成や、生産性向上に向けて、また、技能者の処遇改善の支援など、できることから進めております。しかしながら、働き方改革の実現には業界の努力だけではなく、東京都を初め、発注者の皆様の御理解・御支援が不可欠でございます。

本日は入札契約制度改革並びに働き方改革の促進の2点について、業界の率直な意見をお伝えしたいと存じます。業界の実情に御理解を賜り、引き続き御支援をお願い申し上げます。

結びに、本日の意見交換会が実りの多いものになることを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【荒山課長】 ありがとうございます。それでは、本日の進行について御説明申し上げます。

今回の意見交換会の議事は3つでございます。

まず1つ目ですけれども、「建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組みについて」でございます。こちらは事前に、都から東京建設業協会様に本テーマにおける実態調査をお願いしております。まずこの実態調査の趣旨等につきまして都から説明させていただいた後、東京建設業協会様から調査結果の御報告をお願いしたいと考えております。

2つ目の議事は、「入札契約制度改革本格実施後の状況について」でございます。こちらは、都から入札の状況についてデータをもとに報告させていただきます。

3つ目の議事は、東京建設業協会様から都に対しての入札契約制度全体に関する御意見・御要望をいただきまして、都からそれに回答させていただくというように進めさせていただきます。

なお、時間の制約もありますので、フリートークでの意見交換は議題1から議題3までを含めて、最後一括して実施したいと考えております。御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に資料の確認をさせていただきます。資料は机の上に3セット配布してございます。初めのページに次第が書かれたA4縦のものが1点。それから、「建設業の社会保険加入及び中期的な担い手確保の取組に係る実態調査」と書かれているものが2点目。それから3点目、「東京都財務局との意見交換会 提案要望」と書かれたA4縦のものでございます。不足等、ございませんでしょうか。

また、本日の意見交換につきましては、速記録をとらせていただいております。議事の要旨を取りまとめたものを出席の皆様にご確認いただいた上で、後日、都のホームページに掲載する予定でございます。御了承願います。

それでは、さっそく議題1のほうに入らせていただきます。まず、都から実態調査の趣旨、それから内容につきまして御説明させていただきます。

**【岡村課長】** 契約調整技術担当課長の岡村と申します。私のほうから説明させていただきます。まず、説明に先立ちまして、東京建設業協会の皆様につきましては、大変お忙しい中、実態調査に御協力いただきまして感謝申し上げます。

今回、実態調査をお願いした趣旨について御説明いたします。こちらの実態調査につきましては、2年前にも同様の内容で調査を実施しており、担い手確保や働き方改革といった建設業を取り巻く近年の状況を受け、2年たちましてこの状況がどのように変化したのかというものを把握するために、改めて御協力をいただいたものでございます。

主な調査項目といたしましては、2年前のものをベースに、社会保険の加入状況や賃金水準の確保状況、それから労働環境などについて御回答をいただいております。また、将来の担い手としての若手や女性技術者の雇用状況などを確認する内容を新たに追加し、調査を実施させていただいたところでございます。

この内容につきましては、資料の4ページから9ページに実際の調査票をつけさせていただいておりますので、御確認いただければと思っております。

簡単ですが、私からの説明は以上でございます。

**【荒山課長】** それでは東京建設業協会様から、実態調査の結果について御説明いただければと思います。お願いいたします。

**【澤野課長】** 協会事務局の澤野と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。説明のほう、恐れ入りますが、着座で説明させていただければと思います。

それでは、「建設業の社会保険加入及び中長期的な担い手確保の取組に係る実態調査」の結果について、御報告させていただきたいと思えます。お手元資料の実態調査結果、横のものですが、そちらをごらんいただければと思えます。

本調査の趣旨につきましては、ただいま財務局の岡村課長より御説明いただきましたが、財務局様の御依頼を受けまして、会員の中で東京都の一般土木及び建築の有資格者の方を対象に調査を実施いたしまして、65社の方に御回答いただいたところでございます。なお、各設問の表は左から項目、回答社数、及びその比率とともに、黄色の網掛けの部分がございますが、そちらは2年前の28年度調査の率との差、いわゆるパーセントポイントの差を表示しているものでございます。

それでは、まずⅠ．社会保険加入状況ということで、会員の社会保険加入状況につきましては、前回調査時と同様、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、3保険ともに全て加入済みという状況です。また、ページ下部の一次下請の保険加入状況につきましては、3保険ともに前回より未加入が1.6～2.8ポイントダウンしまして、着実に加入が進んでいる状況でございます。

2ページ目に移りまして、二次下請に対する社会保険の加入指導状況でございます。こちらのほうは、「直接指導を行っている」「一次下請を通じて、指導を行っている」という項目の部分が前回より若干下がっている一方で、3番目の項目「全員加入しているため指導の必要がない」という選択肢を選ばれた方が、前回より12ポイントアップしていることから、こちらについても加入が進んでいるものと推測されます。

3ページ目に移りまして、Ⅱ．賃金水準の確保状況でございます。ページ中ほどにそちらの設問がありますが、まず従業員の最近1年間の賃金状況ですが、「基本給を引き上げた」が68%と、前回より11ポイントダウンしておりますが、「一時金のみ引き上げた」「引き上げを予定している」まで含めると、約9割の回答をいただいた会員の方が、賃金水準の引き上げを行った、または行うという結果となっております。

4ページのほうへ移っていただきまして、下請と契約する際の最近1年間の労務単価についてお伺いしております。こちらにつきましては、「引き上げた」「引き上げを予定している」を合わせますと、94%の回答いただいた方が「引き上げる」と回答いただき、両項目を足して前回より9ポイントアップしているという状況でございます。

5ページのほうへ移らせていただきまして、Ⅲ．法定福利費を内訳明示した見積書の活用状況です。まず、下請に対する見積条件への明示は、「全ての見積依頼で条件としている」が69%と、前回より28ポイントアップとなっております。

また、下のところになりますが、下請からの見積書の提出状況についても、「大多数の下請から十分な見積書が提出されている」が72%となっており、こちらも前回より29ポイントアップとなっており、見積書の活用が大きく進んでいるものと思われます。

6ページに移らせていただきまして、Ⅳ．若者・女性・障害者の雇用状況でございます。表のページの中ほどになりますが、まず28年、29年度における若者の採用状況でござ

いますが、2カ年度を比較した場合、25歳以上の採用は若干減っておりますが、24歳までの採用は増えており、総数としては微増となっております。若年者の確保に向けては、各会員企業の皆様が努力した結果、何とか2カ年の水準を維持しているものと思われま

す。ページは飛びまして8ページのほうへ移らせていただきまして、今年度の新入社員の方の初任給の状況です。こちらにつきましては、「昨年度より引き上げた」が49%と、プラス4ポイントアップし、賃金の引き上げに引き続き取り組んでいるという状況かと思われま

す。また、ページの下部、28年、29年度の女性の採用状況でございますが、若干ではあります

が、事務職の採用は減っているものの、技術者の採用は着実に増加しているものと思われま

す。またページを飛ばさせていただきまして、10ページのほうへ移らせていただきまして、産休及び育休の上乗せ制度の有無についてお伺いした設問です。こちらにつきましては、「両方とも上乗せした制度を設けている」が32%と、前回より19ポイントアップとな

っており、一方、「特に上乗せした制度を設けていない」が19ポイントダウンしていることから、各社で働きやすい職場環境の整備が進んでいるものと推測されます。ページ下部には、若手・女性技術者の雇用状況等を記載した表になっておりますが、記載のとおりでございます。

11ページに移りまして、障害者の雇用状況でございます。こちらのほうは60%の会員が「雇用義務があり、障害者の雇用を行っている」とのことで、前回より6ポイントアップしております。一方で「雇用義務はあるが、障害者の雇用を行っていない」と回答した会員が6%と、前回より下がっているという状況でございます。

なお、ページ下部の企業規模別の平均雇用者数と平均雇用率は記載のとおりでございますが、大企業や比較的大きい中小企業では、法定雇用率以上の雇用を達成している状況となっております。

最後に12ページ、労働環境・労働条件の現状でございます。まず週休2日の普及状況ですが、約40%の方が4週6休を導入しているとの回答で、前回と比較して19ポイントアップしているという状況です。反対に4週4休が前回より10ポイントダウンしているということから、週休2日の実現まではまだ道半ばではございますが、一歩ずつ改善に向けて取り組んでいる状況かと思われま

す。次に有給休暇の取得状況ですが、5日未満との回答が約30%で、前回より11ポイントダウンしております。一方、5日以上7日以下、8日以上9日以下の回答が前回より4ポイント、10ポイントとアップしていることから、有給休暇の取得率も着実に上がっている状況でございます。

調査結果については以上になります。ただいま説明したとおり、社会保険の加入及び担い手確保の状況につきましては、前回と比較してもおおむね改善傾向にあり、東京都のこれまでの取り組みや会員各社の努力によって、着実に成果が上がってきているものと思わ

れます。働き方改革への対応が急務となる中、当協会といたしましても、魅力ある建設産業の実現に向けて、引き続き担い手の確保、育成定着に注力してまいりますので、御指導、御支援のほど、よろしくお願いいたします。説明のほうは以上です。

【荒山課長】 ありがとうございます。こちらに関する質疑も後ほどさせていただければと思います。続きまして議題2でございます。都の入札契約制度改革本格実施後の状況について御報告させていただきます。

【吉川課長】 契約調整担当課長の吉川でございます。それでは私のほうから、次第と書いてあります資料の10ページ以降を使いまして、都の入札契約制度改革の本格実施後の状況として、制度改革に関連するデータの推移等について御説明申し上げます。なお、制度の変遷につきましては、20ページに資料をおつけしております。適宜そちらも御参照いただければと思います。

まず、10ページをお開きいただけますでしょうか。今回の資料は、本格実施の運用を開始いたしました昨年6月末から12月末までの約半年間における状況を、制度改革前と試行期間中とを比較して整理したものでございます。対象とした期間は、前提条件の欄にお示しさせていただいております。その下、資料の中段に財務局契約、下段に各局契約について、それぞれ制度改革の取り組みの対象件数を記載させていただいております。

この資料で特に申し上げたい点といたしましては、予定価格の事後公表の部分でございます。本格実施後につきましては、御案内の方も多いかと思いますが、低価格帯を事前公表に戻したことで、財務局契約におきましては約65%、各局契約につきましてはほぼ100%が事前公表となっております。

次の11ページをごらんいただけますでしょうか。基本的な指標といたしまして、落札率と不調率、希望者数、応札者数の状況をお示ししたものでございます。上段の表が財務局契約、下段の表が各局契約でございます。こちらの資料でも、特に申し上げたいのが2点ございます。1点が不調率の推移でございます。またもう1点が希望者数及び応札者数、入札参加者数ということでございます。

まず不調率でございますが、財務局契約、各局契約ともに本格実施後につきましては、試行期間中と比較して改善が進んでいるものと考えております。一方、平均希望者数、平均応札者数につきましては、財務局契約、各局契約ともに若干減少しております。その理由といたしましては、私どものほうで考えているところの一つとして、市況の変化というものがあるのではないかと感じているところでございます。

資料の順番が前後して大変恐縮でございますが、少し飛んで恐縮ですが、21ページに参考資料といたしまして、都内の建設投資の推移というものをおつけしております。国交省のデータをもとに、建設政策研究所のホームページから引っ張ってきた資料でございますが、こちらを見ますと公共工事、民間工事ともに投資額は近年伸びているところが見てとれるかと思えます。2020年のオリンピックに向けたものや、多くの再開発が都内で行われており、各事業者の皆様方においては、技術者が不足しているという部分もあるの

ではないかと、私どもとしては考えているところでございます。

次のページから、制度改革の主な4つの柱に分けて状況を整理しておりますので、順次御説明申し上げます。

まず12ページ、お戻りいただいて恐縮ですが、ごらんいただけますでしょうか。予定価格の事後公表関連のデータについてです。制度改革前に財務局契約のような高価格帯の案件で懸念されました、応札1者や落札率99%を上回るような案件の割合がどう推移したのかというのを、上段の左側のグラフに記載しております。こちらはごらんいただいてもわかるとおり、特に応札1者かつ落札率99%のような案件は、制度改革前に比べ減少しているところが見てとれるかと思えます。

一方、各局契約につきましては、今申しあげました応札者1者、かつ落札率99%のような案件については上昇傾向にあります。各局契約は、本格実施後は制度改革前と同じ制度に今はなっておりますので、先ほどのお話でも少し触れました市況の影響というものもあるものかと考えているところでございます。

12ページ下段の表につきましては、入札参加者の応札行動をデータとしてお示したものでございます。ここで特に申し上げたいのが、本格実施後の辞退の割合です。下の表で、下から3番目になるかと思えますが、辞退の割合が増えているところが見てとれるかと思えます。辞退の理由につきましては皆さまからお聞きしている部分もでございます。後ほど別の資料で御説明申し上げます。

次のページ、13ページをごらんいただければと思えます。こちらのページにつきましては、財務局契約における落札率の分布でございます。ここで注目していただきたいのは制度改革前です。長い点々ですが、こちらのグラフでごらんいただけるように、制度改革前に発生していた予定価格付近の山が試行期間中に崩れ、本格実施後においてもそれを維持している状況が見てとれるかと思えます。

また、14ページでは、同じように各局契約の落札率の分布を示してございますが、こちらはなかなか確たる傾向が見られないというところで、もう少し分析が必要と感じている部分でございます。

続きまして、15ページをお開きいただけますでしょうか。ここからがJV結成義務の撤廃関連のデータでございます。2つ表がございますが、上段の表は、混合入札を導入したことによる入札への参加希望者数の状況をお示したものでございます。混合入札を導入した試行期間中に希望者は大きく増加し、本格実施後においても、制度改革前と比較して増えている状況を維持していることが見てとれるかと思えます。

また、下段の表につきましては、混合入札における開札結果、特にJV、単体企業別の落札状況を示したものでございますが、本格実施後はJVでの落札が増えている状況が見てとれるかと思えます。

次の16ページをごらんください。こちらにつきましては、混合入札における大企業と中小企業の受注状況を示したものでございます。混合入札を導入した際には、中小企業の

受注機会が損なわれるのではないかとといった御懸念の御意見も多々いただいたところでしたが、本格実施後につきましては、これまでのデータ面で見ただけの場合には、制度改革前よりも受注件数、受注金額ともに中小企業の占める割合が増加していることが見てとれるかと思えます。

続きまして17ページをごらんいただけますでしょうか。本格実施後におきましては、JV関連の取り組みとして、JV結成のインセンティブを高める取り組みといたしまして、総合評価方式におけるJV結成時の加点を倍にいたしまして、さらに単独項目として加点することといたしました。上段の表はその加点状況を示しております。本格実施後におきましては、JV結成により加点された案件の割合や、契約まで至った案件の割合が増加しております。また、この本格実施後の加点によりまして、逆転して落札するような案件も見受けられます。

下段の表につきましては、本格実施後に実施しております技術者育成モデルJV工事というものの発注状況をお示したものでございますが、こちらにつきましては、総じて希望者が少ない状況でございます。

続きまして、次の18ページをごらんいただければと思えます。ここからが1者入札の中止関連でございます。上段の表につきましては、本格実施後は実施しておりませんが、試行期間中の状況になりますが、1者入札の中止により再発注を行った影響によりまして、開札日の遅れが約75日、工期の遅れが約70日出ていることをお示しております。

下段の表につきましては、昨年8月31日から、辞退される場合に辞退理由を御回答いただくことを義務化する取り組みを行っておりますが、その状況を示したものでございます。左が企業規模別、右が時期別でその傾向をお示したものでございますが、選択肢の中で、「配置予定技術者の配置が困難」という理由で辞退されている割合が非常に高いというのが、大企業・中小企業の別、あるいは時期別で見ても、見てとれるかと思えます。

私からの説明は最後になりますが、19ページをお開きください。最後に低入札価格調査制度の適用範囲の拡大関連についてでございます。低入札価格調査制度の拡大の取り組みの試行が始まる前には、ダンピング助長をするのではないかと懸念の声もいただいたところではありましたが、試行開始以降、失格率につきましては、これまでのところは100%ということで推移しております。

失格の事由といたしましては下段の表になりますが、調査票の未提出が5割のほか、低入札調査の厳格化というのをあわせて試行に当たり行わせていただいておりますが、厳格化によりまして新たに設定した数値的失格基準、または工事成績失格基準によりまして、4割が失格となっていることでございます。

駆け足で恐縮ですが、本格実施後の状況の報告については以上でございます。

**【荒山課長】** それでは、続きまして議題3でございます。都の入札契約制度等に関する御意見・御要望等につきまして、東京建設業協会様からお願いできますでしょうか。

**【安達部会長】** 協会の公共工事制度研究部会部会長の安達です。それでは、初めに入

札契約制度の改善としまして、1番、予定価格の事後公表関連につきまして、4点御提案させていただきます。

まず1点目の予定価格の事前公表案件の拡大ですが、予定価格については、中小企業への一定の配慮の必要性や、積算の負担軽減の観点から、建築では4.4億円未満、土木では3.5億円未満の低価格帯の案件は事前公表に見直されております。しかしながら、予定価格が事後公表されております競争入札参加資格A等級の価格帯におきましても、当協会の会員が含まれます中小企業の多くが入札参加しているのが現状でございます。

つきましては、A等級の中小企業も含めて、入札に参加しやすい環境を整備するため、予定価格9億円未満の工事案件まで事前公表を拡大していただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

【秋元委員】 着席にて失礼いたします。委員の秋元です。続いて2点目であります。入札時における見積参考資料の早期提示・内容充実であります。東京都様発注工事の土木工事では、見積参考資料を指名通知時に提示していただいておりますが、我々入札参加者が見積りに必要な時間を確保できるよう、建築工事の案件などと同様に公告時に御提示していただきたいと思っております。

また、個別の設計書で直接登録をされていらっしゃいます個別登録単価につきましては、算定の根拠や出典を明示した内訳、代価や単価なども参考資料に明示していただければと思っております。よろしくお願ひいたします。

【小坂委員】 着座にて失礼させていただきます。同じく委員の小坂でございます。続いて3点目、入札時の工程表添付の原則化です。入札時には発注図書として工程表が公表されることとなっておりますが、東京都様の発注案件の多くで添付されていない状況となっております。発注時の関係機関との調整などの進捗状況を踏まえた工程表が添付されることで、発注者の皆様の工程上の考えがよくわかり、円滑な施工にもつながることが期待されます。

つきましては、東京都様の発注案件におきましては、入札時の参考資料として、積算で使用した工程表を原則添付していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【末松副部長】 副部長の末松です。着座にて失礼いたします。次に4点目ですが、設計図書等への質問に対する回答の明確化です。設計図書等への質問及びその回答は、積算に必要な情報を得る唯一の機会であります。会員企業からは「回答に具体性が欠ける」「回答者によって回答内容の差が大きい」など、我々入札参加者にとっては課題が多い状況となっております。

つきましては、回答内容を統一して、具体的な数字などで明確な回答を行っていただきたいと思っております。また、回答内容は一括ではなく、随時回答に変更していただけるようにと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

【樋口委員】 委員の樋口です。着座にて失礼いたします。続きまして、2番のJV結

成義務の撤廃関連につきまして、1点御提案させていただきます。

都内の中小建設事業者を構成員とするJVでの入札参加に対する総合評価方式での点数の引き上げでございます。当協会会員企業も含まれている中小企業の受注機会の確保を図るため、都内の中小建設事業者を構成員とするJVでの入札参加に対して、総合評価方式において技術力評価型では2点、技術実績評価型では1点と、それぞれ単独の項目で加点していただいているところでございます。

つきましては、地元の中小建設事業者の健全な経営の存続を考慮し、混合入札においてJVの参加をより一層促進するために、さらなる加点の引き上げをお願いしたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【野村委員】 同様に委員の野村でございます。着座にて失礼いたします。3番の低入札価格調査制度の適用範囲の拡大関連について御提案させていただきます。

失格基準価格の引き上げです。建設業界が健全に発展し、その社会的使命を将来にわたって果たしていくためには、ダンピング対策の適切な実施が重要と考えております。国においては各自治体に対して、失格基準価格を調査基準価格に近づけ、適正な施工に懸念のある建設業者の排除を徹底するよう求めております。

つきましては、低入札価格調査における失格基準価格を調査基準価格に近づけるよう引き上げていただき、厳格な運用を継続していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【杉山委員】 委員の杉山です。着座にて失礼いたします。続きまして、働き方改革の推進としまして、まず1番、適正な工期の設定について3点御提案させていただきます。

まず1点目となりますが、工期設定の改善です。働き方改革関連法が成立し、我々建設事業者においても、時間外労働の削減に向けた取り組みが求められております。しかし、現行の工期設定や施工条件では、その実現は難しいものとなっております。

つきましては、東京都様の発注案件におかれましては、地域の実情や現場固有の不稼働日を十分に考慮し、余裕のある工期が設定されるよう改善を図っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【木下委員】 同様に委員の木下です。着座にて失礼いたします。続いて2点目の、計画的な発注及び発注時期等の平準化の推進です。建設業の担い手不足が続く中、働き方改革に向けた取り組みとして、人材・機材が効率的に活用できるよう、東京都様では債務負担行為の積極的活用など、発注・施工時期の平準化に取り組んでいただいておりますが、まだ十分とは言いがたい状況でございます。

つきましては、建設事業者が応札しやすい環境づくりのため、計画的に発注していただきたいと思っております。また、発注・施工時期の平準化に向けた数値目標の設定をお願いしておりますが、先日の入札監視委員会制度部会において、平準化の状況を評価する指標、平準化率の導入など、新たな取り組みが検討されていると伺っております。業界としても、新たな取り組みに期待しておりますので、ぜひ導入していただきますよう、よろしくお願

いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【鴨下委員】 同じく委員の鴨下です。続いて3点目ですが、余裕期間制度の導入です。東京都様では技術者配置準備期間を設定した工事契約を試行され、技術者配置の平準化にも努められておりますが、国では柔軟な工期の設定等を通じて、受注者が建設資材や建設労働者などを確保できるよう、余裕期間制度を活用し、受注者側の観点から平準化を図っています。

つきましては、平準化を一層進めていくため、国が運用しているフレックス工期等の余裕期間制度を導入していただきたく、よろしくお願いいたします。

【樋口委員】 委員の樋口でございます。着座にて失礼いたさせていただきます。続きまして、週休2日工事の推進について2点御提案させていただきます。

1点目になりますが、必要経費の補正係数の引き上げです。週休2日の実現に向け、建設局様では昨年8月以降、週休2日制確保試行工事において、従来の書類作成費に加え、共通仮設費等、必要経費の補正係数が導入されていますが、まだ国と同レベルに至っていない状況でございます。

つきましては、受注者が試行工事に積極的に取り組めるよう、労務費及び機械経費（賃料）の補正係数も早期に導入していただき、また、必要経費の補正係数をさらに引き上げていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【横山委員】 同じく委員の横山です。2点目でございます。施工条件の詳細明示でございます。週休2日制確保試行工事に取り組むに当たりましては、施工条件が十分に開示されていることが重要となります。しかしながら、実際に工事を進めるに当たり、ほかの事業者等との協議が完了していないことが多く、工期に影響が出ております。

つきましては、特記仕様書等に記載されているほかの事業者等との協議などの施工条件をさらに詳細に明示していただき、また、工期や予定価格の設定の際、協議等に係る期間や費用を考慮していただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大宮司委員】 委員の大宮司です。3の受発注者双方の業務の効率化につきまして、3点御提案させていただきます。

1点目です。書類削減モデル工事の試行拡大につきまして、建設局様では、我々受注者へ提出を求めている工事書類の削減ができるように、昨年8月より書類削減モデル工事を実施されております。工事着手届など、提出書類の約2割の削減・簡素化が図られているところでございます。

本取り組みに対しまして、業界としても大きく期待しておりますので、ぜひモデル工事を各局で採用していただくとともに、削減・簡素化できる書類の拡大を図っていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【齊藤委員】 同じく委員の齊藤です。続いて2点目、作成不要書類の明確化です。建設局様では現在、受注者等提出書類処理基準・同実施細目により、我々受注者が作成する書類を明示していただいておりますが、会員企業からは「作成・提出が不要な工事書類を

明確にしてほしい」という意見が寄せられておるところでございます。

国では、作成不要とされている工事書類の周知徹底を図るため、土木工事書類スリム化ガイドを作成していることから、東京都様におかれましても、作成不要書類の明確化を図っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【水野委員】 同じく委員の水野でございます。最後に3点目、書類提出時における業務の効率化です。業務の効率化には、工事書類の提出の円滑化も重要となりますが、我々受注者にとっては、「監督員により指示内容が異なる」「押印する書類が多い」などといったことが提出時の大きな負担となっております。

つきましては、書類の受け取り時の対応、取り扱いを統一していただき、受発注者双方の業務効率化を図っていただきたいと思っております。また、受発注者が工事情報共有システムを積極的に活用できるよう、環境整備を図っていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

【荒山課長】 ありがとうございます。それでは、ただいま頂戴しました御意見・御要望に関しまして、都の所管部署より順次回答申し上げます。

【吉川課長】 それでは、まず1点目です。入札契約制度の改善の関係で、予定価格の事前公表の拡大についての御回答でございます。

予定価格の公表時期につきましては、事後とすることで、落札率が99.9%のような予定価格に近い金額で落札される案件が減少し、都民の疑念の払拭につながるものと考えております。

本格実施後の状況を見ても、財務局契約では件数ベースで約35%が事後公表でございますが、事前公表としていた制度改革前と比較してみると、落札率99%以上の案件の割合は約3.5割減少しているところでございます。

また、事前公表とした場合、予定価格をもとに積算をせず入札に参加することも可能でございますが、事後公表とすることで、そういった事業者の方の入札参加を抑制できることから、工事品質の確保にも効果があるものと考えております。

こうした点を踏まえまして、現時点で、現在行っている予定価格の事前公表、事後公表の線引きの見直しの予定はないところではございますが、引き続き私どもといたしましては、本格実施後の状況の把握を続けまして、落札状況や応札行動等を検証していきたいと考えているところでございます。

【金子課長】 続きまして(2)以降を回答させていただきます。財務局建築保全部技術管理課長の金子と申します。座って発言させていただきます。あらかじめ申し上げますが、私どもの部では主に大型の建築工事を所管しておりますので、土木工事に関すること、あるいは他局に関するものにつきましては、その旨、申し上げた上で回答させていただきますと思っております。

まず(2)でございますけれども、見積参考資料の早期提示の件でございます。都発注の土木工事を発注する多くの局では、現在、入札公告時に図面、特記仕様書、種別内訳書

等を提示の上、指名通知等において見積参考資料を提示しているところでございます。見積参考資料の早期提供につきましては、庁内関係部署と調整を図ってまいります。

それから、個別登録単価につきましては、見積採用単価のことをおっしゃっているのかと思いますけれども、これの提示につきましては、国の動向等を注視してまいりたいと思っております。(2)については以上です。

続いて(3)の工程表添付の原則化でございます。こちらにつきましては、私ども財務局では、施工条件の明確化を図るために、平成29年6月下旬公表案件から、発注図書に工事工程表を添付することとしております。今後も引き続き添付をしてまいりたいと思っております。

続きまして(4)の設計図書等への質問に対する回答の明確化でございます。財務局では、回答内容につきましては統一できるように、各工事主管課長が確認を行っております。また、各入札参加者の質疑を全員に回答する趣旨で、一括回答という形で行っております。随時回答ということであると、回答の統一性や、皆様に同時に答えるというところでバランスをとるためにも、一括回答ということとさせていただきます。今後も具体的な回答に努めてまいりたいと思っております。

【岡村課長】 2番、JV結成義務の撤廃関連でございます。契約調整技術担当の岡村より回答させていただきます。

(1)の、都内の中小建設事業者を構成員とするJVでの入札参加に対する総合評価方式での点数の引き上げについての回答でございます。こちらにつきましては、昨年6月からの入札契約制度改革の本格実施にあわせまして、業界団体の皆様の御要望などを踏まえまして、加点幅を倍にするとともに、独立項目として加点するよう見直しを行ったところでございます。

必ずしもこの加点内容の見直しによってではないかと思いますが、先ほどの本格実施後の状況報告でも説明がありましたが、本格実施以降、入札額が高かったJVが低かったJVを逆転して落札しているケースも見られたところでございます。

また、加点内容を見直してからまだ半年ということもございまして、今後も落札状況などをしっかりと検証して検討していく必要があると考えております。

また、総合評価方式は、金額だけではなく技術力もあわせて評価するということで、品質の確保を狙うものでございます。ですので、JV結成の加点におきましては、ほかの技術項目のバランスとの比較が重要だと考えているところでございます。

続きまして、3番の(1)でございます。低入札価格調査制度の適用範囲の拡大関連でございます。失格基準の引き上げについての回答でございます。こちらにつきましては、都といたしましても、ダンピング対策の取り組みについては重要な課題であると認識しているところでございます。

こちらも入札契約制度の試行において、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大を行ったところでございますが、先ほどこちらも本格実施の状況で説明させていただきましたが、

低入調査につきましては、試行期間に引き続き本格実施後も厳格な運用を行っているところでございます。

また、本格実施にあわせまして、中央公契連モデルを準用いたしまして、予定価格に10分の9を乗じた額としていた調査基準価格の上限値につきましては、10分の9.2へと引き上げることにによりまして、ダンピング受注の防止の強化を図ったところでもございます。

こういったところを踏まえまして、失格基準価格につきましては、運用状況を踏まえながら必要に応じて検討してまいりたいと考えております。

【金子課長】 続きましてⅡの働き方改革の関係でございます。(1)、工期設定の改善のところです。財務局におきましては、工期設定に当たりましては、工事に直接必要な日数のほか、施工条件や休日等を考慮した日数を加え、工事段階に必要な期間を適切に確保するように努めております。今後も引き続き適切な工期等の設定に当たってまいりたいと思います。

【岡村課長】 (2)、計画的な発注及び発注時期の平準化の推進についての回答でございます。こちらにつきましては、東京都では平成28年度から、時期により大きな開きがある発注件数をできる限り平準化するために、平成30年度を目途に、集中期と端境期との発注件数の比率をおおむね半減させるという目標を定めまして、債務負担行為などを積極的に活用した取り組みを進めているところでございます。

この間のこういった取り組みによりまして、目標設定時には約3倍近くありました集中期と端境期との開きでございますが、平成29年度には2.2倍まで改善しているところでございます。

また、先ほどお話にございましたが、今後は現場の稼働状況を平準化させるといったことにも着目し、国で採用してございます平準化率を指標とした新たな取り組みにつきまして、全庁的に強化していく予定でございます。なお、取り組みの目標値につきましては、現在検討中でございます。

続きまして(3)、余裕期間制度の導入についてでございます。こちらの回答でございますが、現在、余裕期間制度の一つでございます技術者配置準備期間について、ゼロ都の工事に設定するなどをして、技術者の効率的な配置の促進に努めているところでございます。

また、受注者が工事の始期と終期とを全体工期内で選択できるフレックス工期につきましては、技術者不足が叫ばれる中、大変有効な手段であると認識しているところでございます。

こちらの導入につきましては、他の機関の動向等を踏まえながら検討してまいりたいと考えているところでございます。

【金子課長】 続きまして10ページですが、週休2日工事の関係でございます。必要経費の補正係数の引き上げでございます。お尋ねの質問は建設局の土木工事ということでございますので、わかっている範囲で回答させていただきます。

建設局の土木工事におきましては、週休2日の実施に伴う必要経費の確保として、今年度より共通仮設費及び現場管理費率の補正を実施しております。

また、労務費及び機械経費の補正につきましても、国の動向を踏まえ環境整備中でありまして、国と同様の補正係数を導入していく予定と聞いております。

なお、財務局の土木工事におきましても、平成31年度より建設局と同様の取り組みを行ってまいります。

続きまして、(2)の施工条件の詳細明示でございます。特記仕様書には、当該工事に特有の施工条件(工事用地等の未処理部分、施工条件、施工時間・方法等の制限、他企業等施設との近接による制限等)、他事業者等との協議状況を明示しておりまして、公告時に提示することとしております。

また、工期や予定価格の設定の際には、施工条件や他事業者との協議状況を勘案しまして、適切に実施するよう努めております。

引き続き、条件明示の徹底、適切な工期、予定価格の設定に努めてまいりたいと思っております。

次に書類削減モデル工事の試行拡大でございます。私ども財務局では、書類削減モデル工事の試行は実施していない状況でございますが、建設局のモデル工事の結果等も踏まえて、検討を進めていきたいと考えております。

次に、作成不要書類の明確化でございます。先ほどの質問につながりますけれども、建設局が実施している書類削減モデル工事では、具体的に削減可能な書類を発注図書に明示するとともに、提出が必要な書類もあわせて明らかにすることで、受注者の皆さまが不要な書類を作成することを防止しております。

今後、このモデル工事の状況等を踏まえまして、通常工事においても書類の削減、不要書類提出防止の検討を進めてまいりたいと考えております。

最後に書類提出時における業務の効率化でございます。提出書類取り扱いの統一化につきましては、建設局で実施している書類削減モデル工事の結果等を踏まえて検討を進めていきたいと考えております。また、工事情報共有システムについての御提案がございましたけれども、現在、財務局ではこのシステムを活用していないため、今後、国や各局の動向等を注視していきたいと考えております。以上です。

**【荒山課長】** それでは議題1から議題3までを含めまして、ここからフリーでの意見交換ということにさせていただければと思います。まず、東京建設業協会様、何か御意見・御要望等ございましたら、お願いいたします。

それでは、入札監視委員会の委員の皆様、もし何かございましたら、いかがでしょうか。

**【小澤委員】** 入札監視委員会制度部会の部会長を務めております小澤と申します。

まずは、冒頭、社会保険導入の促進、下請も含めて、それから中長期的な担い手確保の取り組みということで、数字だけではわからない、コメントにいろいろな取り組み事例も御紹介をいただいておりますが、さまざまな取り組みを積極的に行っている企業があると

いうことで、大変頼もしく思いました。さらにその取り組みを進めていただきたいと思えます。

要望の中にも、働き方改革の推進というところで、工期の設定も含めていろいろな御要望があって、一つは、入札契約制度の中で、働き方改革、中長期の担い手確保を積極的に推進していくということが必要だと思うのですが、一方で、都民の立場でこの問題をどう理解するかと考えたときには、業界の方々の、もう少しプロとしての積極的な取り組みも期待されているところがあるのかなど。

言い方を変えますと、この問題全てをうまく解決するための方策は、生産性向上をどうやってできるかということなのだろうと思います。外国人労働者も入ってくるにしても、現場で働く若い人たちが減っていく状況の中で、インフラ整備が求められるのに、いかに働き方改革を実現しながらちゃんと実現していくかという、とても難しい問題を解かなければいけないわけです。

そのために業界として、生産性向上を図るための技術的な工夫であったり、技術力の向上ということで、今、どんな取り組みを考えておられるかというところを、ぜひ聞かせていただきたいと思ったのですけれども。感想とそれから1つ質問です。特に東京建設業協会の皆さんは、東京の建設業のいわゆる代表的な、リーダー的な立場でやっておられると理解しておりますので、お話を聞かせていただければありがたいなと思いました。

**【藤田副会長】** 東京建設業協会副会長の藤田でございます。昨今、よく言われておりますICTがだいぶ普及してまいりまして、そういう機器や、それから、そういう機器も含めてですけれども、使い方をいかに現場に定着していくかということで、生産性はまだ数字には表れていませんけれども、これを推し進めていけば、かなり上がってくるのではないかと。そのかなりというのは、例えば1割前後とか、そういう部分かもしれません。

それともう一つは、できるだけ手待ちを少なくするような、これは御発注者様とも協議しながらやっていかなければいけないのですけれども、何かやはりいろいろな状況で工事がうまくいっているときにポンと止まってしまふ、そういうことがないように。できるだけその辺は密にしまして、地元様、それからいろいろな他事業者様と打ち合わせを密にして、そういうことがないように。結構これが効いてまいりますので、手待ちになることがないように、できるだけしていきたいし、御協力願いたいなと思えます。

それから、書類につきましても、できるだけ事前に私どもは提出するような努力をしているのですけれども、やはりレスポンスが少し遅れるということもお聞きしますので、それを御理解いただければ、だいぶ変わってくるのではないかと。

ですから、何かをすれば一つだけということとは、小澤先生がおっしゃいましたように、なかなかないのですけれども、こういうようなものを全部合わせまして、やはり現状から、私どもの会社ですと3割。生産性というのが、労働時間当たりの生産高といいますか、消化高というふうに定義しているのですけれども、それを3割、何としても上げていきたいということでやっておりますし、他の会社さんも同じような考え方ではなからうかと思っ

ております。

よろしいでしょうか。

【小澤委員】 ありがとうございます。書類削減は、例えばですけれども、今言われた情報技術、ICT技術を使うことで効率化できる部分もたくさんあって、こちらの東京都の委員会の中で、入札契約制度の改善のためにいろいろな取り組み、特に働き方改革のためにいろいろなことをやられているのですけれども、それによって、東京都の職員の方が忙しくなって、都の職員の方の働き方改革が阻害されるようなことになってはいけないと。

これも、全てを解決するには、技術を使って新しい仕事の仕方、新しいやり方に変えていくことで、生産性を向上させ効率性を改善するという方向に持っていかないと、どこかにしわ寄せがいくってしまうということにもなりかねないテーマなので、ぜひ組織を挙げて、皆さんで知恵をどんどん出していただければと思います。

特に情報通信技術は、若手の方のほうに抵抗感なく受け入れられるということもありますので、担い手の確保と、情報通信技術を使って効率性を上げるということと、それから、働き方改革というのをセットでつなげて、業界、あるいは発注者、受注者、双方で新しい方向に考えていただけるといいなと思っております。

すみません、少し長くなりました。

【荒山課長】 ありがとうございます。ほかに何かございますでしょうか。

【仲田委員】 仲田です。今日はどうもありがとうございます。非常にこのアンケート、実態調査に対しては、改善しているという方向はよくわかりました。

私のほうから1つ質問があります。東京都のほうから本格実施に関してのデータ分析、半年分ですけれども、ありました。まだ半年だということもあるとは思いますが、どうもこれを見ていると、例えば99%以上の入札が少なくなっているという、改善点はあると思うのですけれども、基本的に参加者が制度改革前と比較しまして増えていないと。本来であれば、参加者を増やすことによって、ということがこの大きな狙いだと思っているのですけれども、何ゆえに参加者が増えないのか、あるいは減っているのか、そのあたりの御感想がありましたら、教えていただきたいと思います。

【伊藤副会長】 副会長の伊藤でございます。平均希望者数と平均応札者数が増えていないという御指摘というか、御疑問がございました。

これは現況の部分では、御推察のとおり、公共・民間とも順調な建設投資を背景に、各社とも手持ち工事が積み上がっている状態です。それによって技術者、技能者不足が起こっており、新規の受注に対しまして慎重になっているという傾向が実態としてあると思います。

しかし私はむしろ、この程度の数字に抑えられているのは、東京都様のさまざまな改革が実行されて、入札業者にとっては応札しやすい環境、よりよい環境になったのではないかと、それも寄与してこの数字になったのではないかというふうに思いまして、必ずしも少なくなったのは、この建設需要の状況であればもっと少なくなってもおかしくないのでは

ないかという見方もあるのではないかという感じもしております。

この数字の目標数字というか、理想とする数字はいくらぐらいかというのは、これは私どもにはわかりませんが、この程度の数字に抑えられているというのは、やはり建設需要だけではなく、制度・仕組みの中にあります例えば総合評価における技術評価点、この辺が、実績がないとなかなか挑戦できない、ハードルが高いということや、その配置技術者の要件であるなど、こういったことも影響しているのではないかと思います、ここが下がっている理由というのは、もう少しやはり分析も必要だし、いろいろな多方面からの切り口で考えることが必要なのではないかと思います。

【仲田委員】 どうもありがとうございます。制度に関して、きちんと評価をしていただいていうことで、大変うれしく思います。ありがとうございました。

【荒山課長】 ほかに何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間も超過いたしましたので、このあたりで意見交換会を終了させていただければと思います。それでは最後、閉会に当たりまして、経理部長の初宿より御挨拶申し上げます。

【初宿部長】 本日は限られた時間ではございましたけれども、東京建設業協会の皆様からは大変貴重な、現場からの生の声を聞かせていただきまして、まことにありがとうございました。また、入札監視委員会の制度部会の委員の皆様におかれましては、専門的な知見に基づきます公正な観点からの御意見をいただきまして、御礼を申し上げます。

本日、皆様からいただきました御意見で感じたところでございますけれども、入札契約制度、これは私ども東京都だけでよりよくしていくことは難しい、業界の皆様方の御協力をいただきながらよりよくしていくのだろうと、改めて感じたところでございます。

本日、皆様から頂戴いたしました御意見を参考にしながら、今後とも入札契約制度及び働き方改革を進めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご協力方、よろしく願い申し上げます。本日はまことにありがとうございました。

【荒山課長】 それでは、以上をもちまして、東京建設業協会様と東京都の意見交換会を終了させていただきます。本日はありがとうございました。

— 了 —